

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）
（令和 4 年 10 月一部改訂）」の一部修正について

令和 5 年 3 月 13 日

修正事項

- 保育所等における新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについて、政府の基本的対処方針の変更、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、
 - ・ 2 歳未満児のマスク着用は奨めない。
 - ・ 2 歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。
 - ・ 以上のマスクに関する取扱いについては、令和 5 年 3 月 13 日より適用するものとする。
- とされたこと等を踏まえ、該当箇所について記載の修正を行った。

主な修正箇所

31 ページ

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは
 - ・ 個人の基本的な感染対策に関する記載（5 段落目）

32 ページ

- マスクの着用について
 - ・ 子どものマスク着用に関する記載（1 段落目）
 - ・ 保育士等のマスク着用に関する記載（2 段落目）

32-33 ページ

- 保育所における対応の検討に当たっての留意点
 - ・ 「感染が大きく拡大している場合」に関する記載（3 段落目）